

工事契約に関する会計基準(その4)－注記事項、適用時期等

今月は先月に引き続き「工事契約に関する会計基準」の解説の4回目です。注記事項及び適用時期等について解説してまいります。

5. 注記事項

工事契約に関しては、次の事項を注記することとされています。

(1) 工事契約にかかる認識基準

基本的には、工事進行基準か工事完成基準かを記載することになりますが、本会計基準適用により従来工事完成基準を採用していた会社が工事進行基準に変更になる場合、本会計基準適用初年度より前に着手した工事契約については、原則として工事完成基準を採用することになります(下記6. 参照)ので、その旨についても記載する必要があります。

(2) 決算日における工事進捗度を見積もるために用いた方法

原価比例法を採用している場合はその旨を、それ以外の方法の場合には、当該方法を記載します。

(3) 当期の工事損失引当金繰入額

(4) 同一の工事契約に関する棚卸資産と工事損失引当金がともに計上されることとなる場合には、次の①又は②のいずれかの額(該当する工事契約が複数存在する場合にはその合計額)

① 棚卸資産と工事損失引当金を相殺せず両建てで表示した場合

その旨及び当該棚卸資産の額のうち工事損失引当金に対応する額

② 棚卸資産と工事損失引当金を相殺して表示した場合

その旨及び相殺表示した棚卸資産の額

上記のうち、(1)、(2)は、「重要な会計方針」の「収益及び費用の計上基準」で、「完成工事高及び完成工事原価の認識基準」として記載すべき事項であり、したがって、一般的な中小建設業が属する会社法上の非公開会社や持分会社であっても記載する必要がありますのでご留意願います。(3)は「損益計算書関係」に、(4)は「貸借対照表関係」に記載する事項であり、非公開会社や持分会社は法的には記載義務はありませんが、これらは、本会計基準の適用に係る重要な情報ですので、記載義務のない会社であっても、できれば記載していただきたいと思えます。

また、工事損失引当金については、本会計基準には注記についての記載はありませんが、「重要な会計

方針」の「引当金の計上基準」において、計上の理由及び計算方法等を記載する必要があります。

なお、本会計基準の適用については、会計基準の変更に伴う会計方針の変更として取り扱われます。したがって、本会計基準の適用初年度においては、「重要な会計方針」の「会計方針の変更」において、本基準を適用した旨及び変更による損益への影響額を注記する必要があります。

注記事項の記載事例については、平成 22 年 3 月期の有価証券報告書が現時点では公表されていませんが、「工事契約に関する会計基準の適用指針」の末尾に「参考(注記例)」がありますので、そちらを参照していただければと思います。また、6 月末以降になれば、3 月決算の上場建設会社の有価証券報告書を EDINET や各社の HP 上で参照可能になりますので、参考にしてください。

なお、適用初年度の会計方針の変更に係る注記については、「適用指針」に注記例の記載はありませんが、上場建設会社の最新の四半期報告書を EDINET 等から入手すれば、その中にある「四半期(連結)財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の項目の中に、「完成工事高及び完成工事原価の計上基準の変更」の記載があるはずですので、そちらを参照してください。

6. 適用時期等

本会計基準は、平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されます。また、本会計基準は、原則として適用初年度以後に着手する工事契約から適用されますが、工事損失引当金の規定については、適用年度前に着手した工事契約に対しても適用されます。

なお、適用初年度期首に存在する工事契約のすべてについて本会計基準を適用することもできますが、本基準適用により工事完成基準から工事進行基準に変更になる場合には、過年度の工事の進捗に見合う損益は、合計して特別利益又は特別損失に計上します。売上高及び売上原価に計上することはできませんので注意が必要です。また、その旨及び過年度の工事の進捗に見合う工事収益の額と工事原価の額を注記する必要があります。この場合の具体的な注記の方法については、上述した「適用指針」の注記例を参照してください。

(取締役 公認会計士・税理士 矢島和彦)